



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

11月は
児童虐待防止推進月間
です。

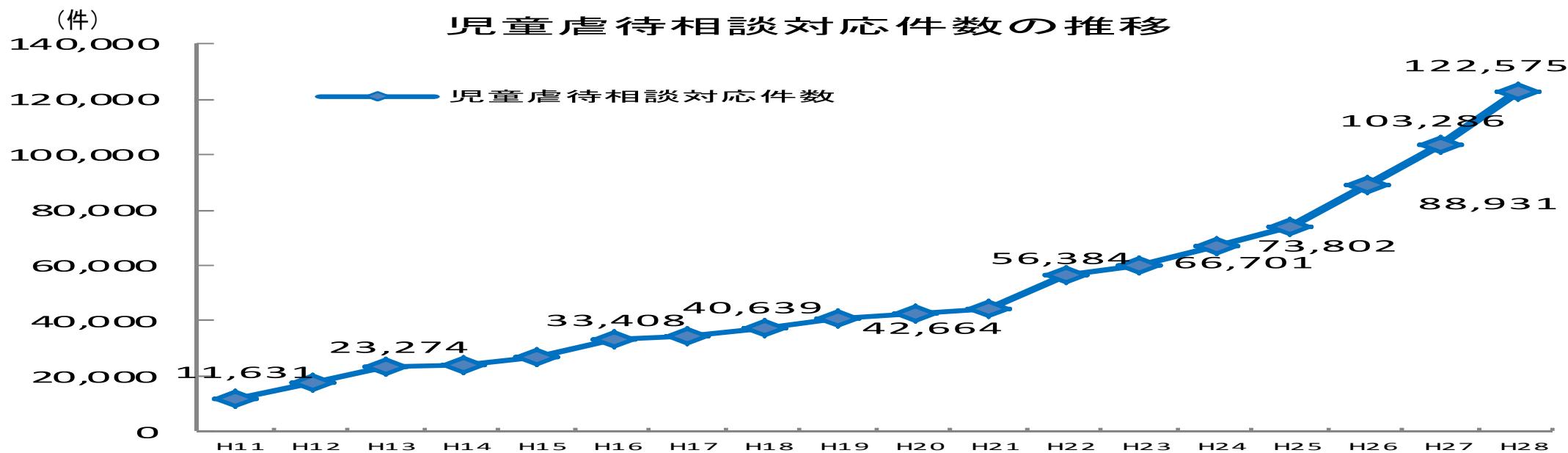
児童虐待防止対策の 直近の状況及び取組について

平成29年11月22日（水）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成28年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、122,575件。平成11年度に比べて約10.5倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（51.5%）、次いで身体的虐待の割合が多い（26.0%）。
- 相談経路は、警察等（45%）、近隣知人（14%）、家族（8%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



○ 虐待相談の内容別割合

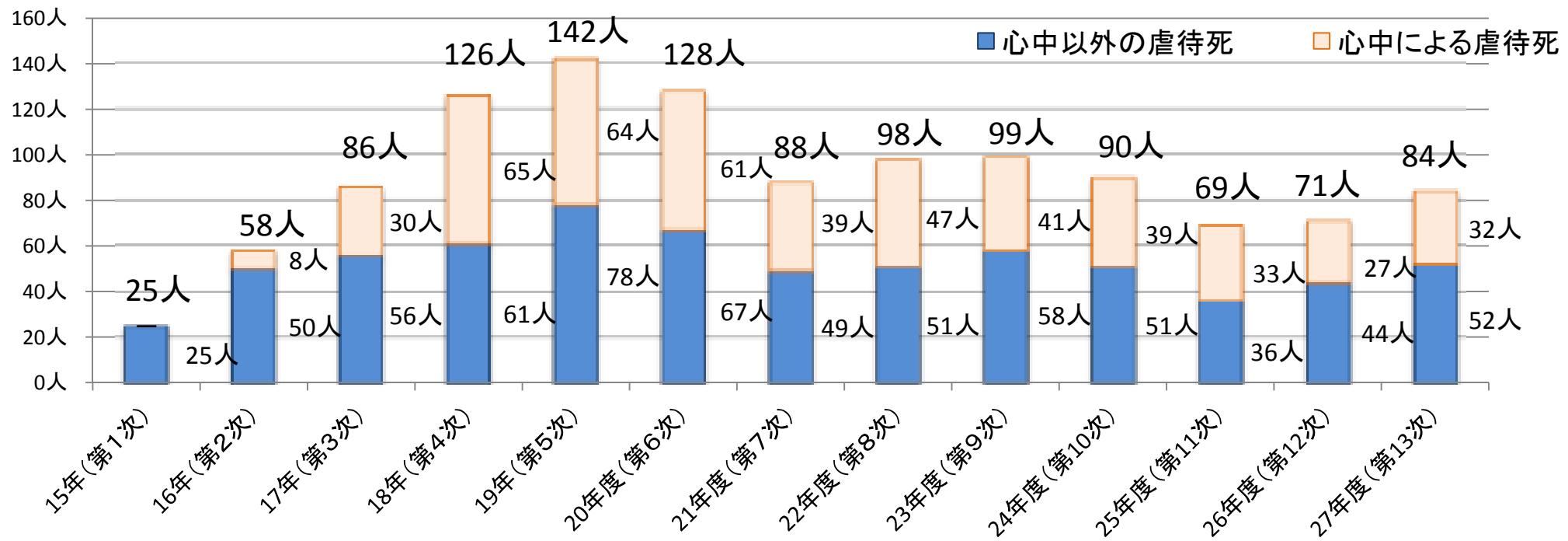
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成28年度	31,925 (26.0%) (+3,304)	25,842 (21.1%) (+1,398)	1,622 (1.3%) (+101)	63,186 (51.5%) (+14,486)	122,575 (100.0%) (+19,289)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総 数
28年度	9,538 (8%) (+661)	1,997 (2%) (-62)	17,428 (14%) (+13)	1,108 (1%) (+178)	7,673 (6%) (+537)	235 (0%) (-11)	203 (0%) (+11)	3,109 (3%) (+31)	1,772 (1%) (+47)	54,812 (45%) (+16,288)	8,850 (7%) (+667)	15,850 (13%) (+929)	122,575 (100%) (+19,289)

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より



(注1)平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3)平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第1次から第13次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 636例、678人】

- 0歳児の割合は46.2%、中でも0日児の割合は18.3%。さらに、3歳児以下の割合は76.5%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.2%と最も多い。
- 妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診などの状況が25%程度に見られている。
- 家庭が地域から孤立していた場合が39.9%である。 (※第2次報告から第13次報告までの集計)

(※第3次報告から第13次報告までの累計)

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援をする妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

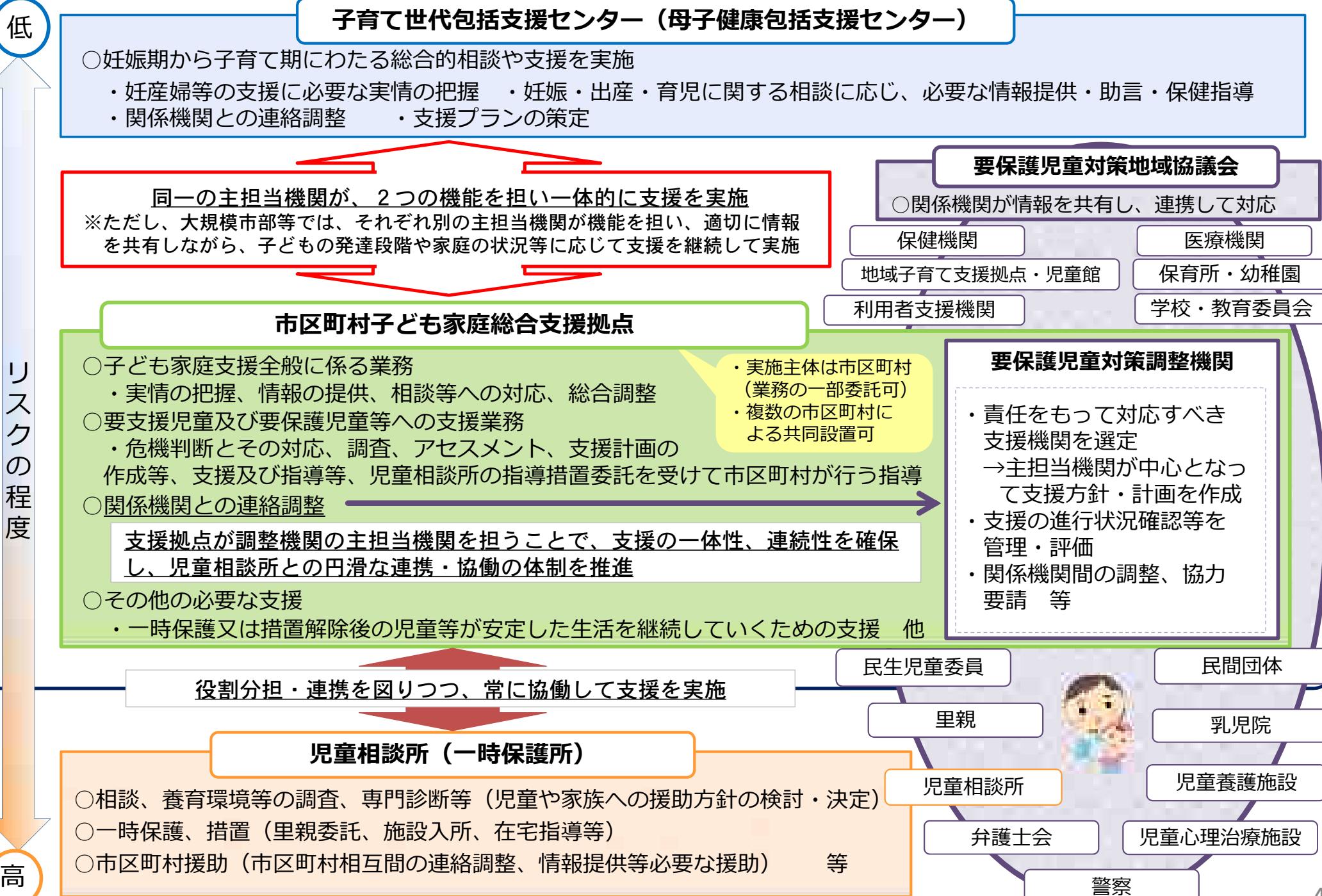
（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日） 3

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

（平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号 最終改正29年3月31日）

【主な内容】

1 情報提供に当たっての共通の留意事項

- 関係機関が市町村に情報提供することは、個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならない。
- 地方公共団体の機関からの情報提供は、一般的には、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として「法令に定めがあるとき」等が規定されており、この「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例に例外規定がある場合には条例違反とはならない。
- 関係機関は、対象とする者に対して、原則、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援が、要支援児童等の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明すること。説明が困難な場合でも、必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供に努めること。
- 児童福祉法第21条の10の5第1項の規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触しない。

2 各個別分野の留意事項

- (1) 市町村（母子保健所管部局、子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点、教育委員会事務局、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 関係機関からの情報を基に、必要な実情の把握や関係機関の協力を求めつつ、家庭の生活状況や虐待の事実把握等の調査を実施。
 - ・ 協議会調整機関として、協議会に必要な情報の提供を行い、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を実施。
 - ・ 協議後は、市町村の担当課と関係機関が連携を図りながら必要な支援を実施。
- (2) 病院、診療所
 - ・ 対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定が可能。
 - ・ 市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- (3) 助産所
 - ・ 職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- (4) 児童福祉施設等（助産施設、保育所及び幼保連携型認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館、放課後児童クラブ、児童家庭支援センター）
 - ・ 協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。
- (5) 学校（幼稚園、小学校及び中学校等）
 - ・ 私立園及び私立学校において協議会に参画していない場合には、積極的に参画し関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましい。
- (6) その他（家庭的保育事業実施機関、小規模保育実施機関、一時預かり事業実施機関、利用者支援事業実施機関等）
- (7) 都道府県
 - ・ 連携体制について状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助言、援助を行うこと。

3 その他

- (1) 別表1～3：特定妊婦及び要支援児童等（乳幼児期及び学齢期）の様子や状況例を目安として例示。
- (2) 別添1～2：医療機関から市町村に対する情報提供、診療報酬に関する通知文を添付。
- (3) 参考資料：支援経過・結果報告書（例）、特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関わる支援の流れ等を添付。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)の概要

(平成29年6月14日成立・6月21日公布)

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るために、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができるとしている等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 昨年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。

改正の概要

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与(児童福祉法)

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入(児童福祉法)

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童虐待の防止等に関する法律)

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が召集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長：国立成育医療研究センター奥山真紀子こころの診療部長)

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要があり、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

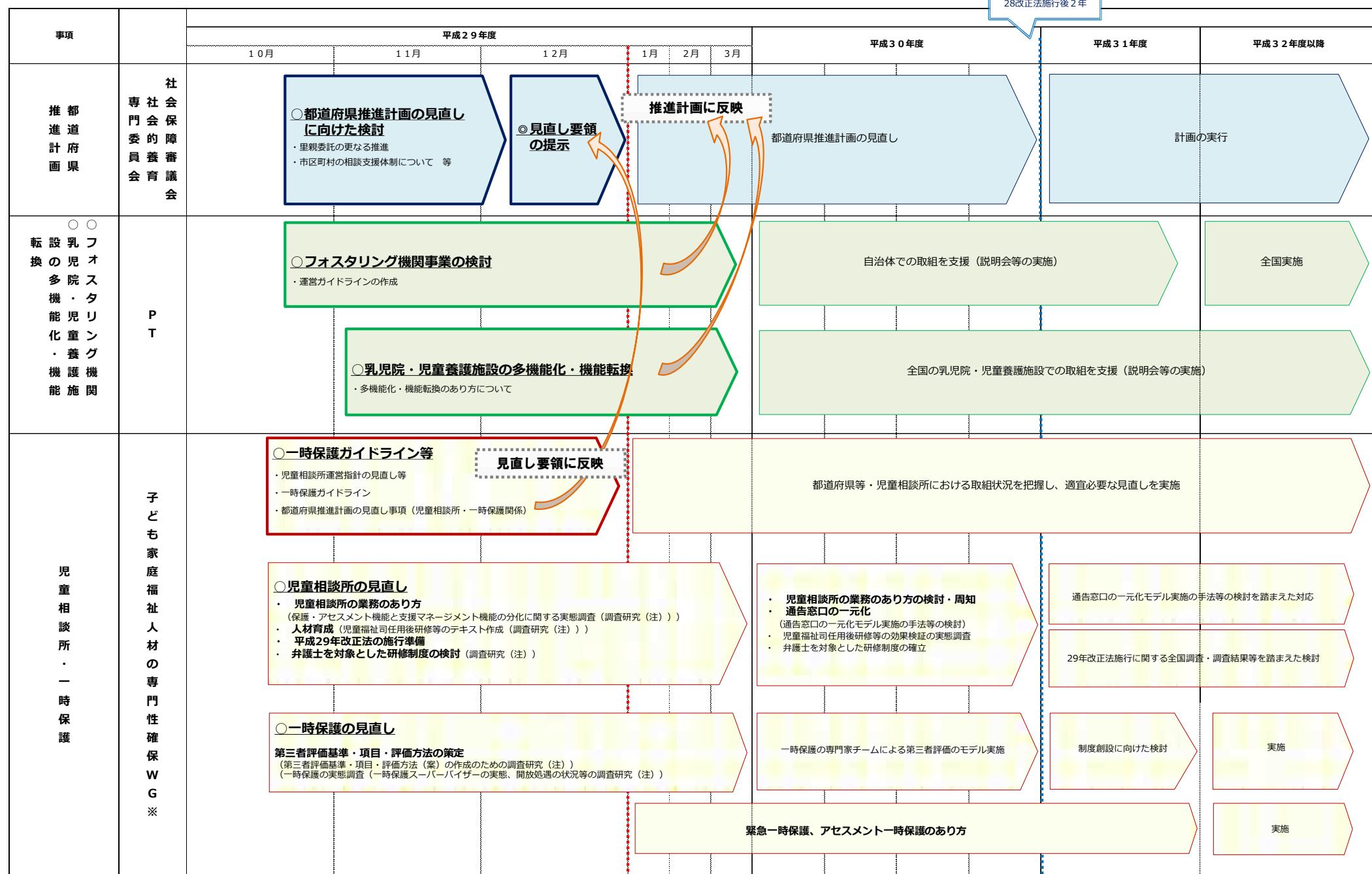
- 特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォースタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた主な進め方

図14 幼児家庭福祉人材育成WG実施計画

資料2

平成29年12月12日



(注) 子ども・子育て支援推進調査研究事業

※ 調査・研究等を実施しているものを含め、随時WGで議論いただく。

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について

○「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針」(平成28年3月29日閣議決定)に基づき、児童虐待防止対策に関する企画及び立案並びに総合調整の業務が、内閣官房から厚生労働省に移管されたことに伴い、厚生労働省において、児童虐待防止対策に関し、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、連絡会議を開催する。

1. 構成メンバー

○内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省（合計6府省庁）

2. 会議形態

(1) 関係府省庁連絡会議（局長級会合）

○趣 旨：連絡会議は、基本方針を踏まえ、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進する。

○開催頻度：必要に応じて開催

○構 成：議長：厚生労働大臣

議長代理：厚生労働省子ども家庭局長

構成員：【内閣府】政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任）

【警察庁】生活安全局長

【総務省】自治財政局長

【法務省】民事局長、刑事局長、人権擁護局長

【文部科学省】生涯学習政策局長、初等中等教育局長

【厚生労働省】社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、政策統括官（社会保障担当）

(2) 関係府省庁連絡会議幹事会（課長級会合）

○趣 旨：幹事会は、連絡会議の下に、その方針を受けて、関係府省庁において相互に緊密な連携を取りつつ、総合的な児童虐待防止対策に適切に対応するため、情報の共有、具体的な連携・協力方法の検討、確認等を行う。

○開催頻度：月1回程度

○構 成：議長：厚生労働省子ども家庭局総務課長（政策統括官付社会保障担当参事官室併任）

構成員：各府省庁担当参事官、担当課長

※会議の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省において処理する。

平成29年度「児童虐待防止推進月間」の主な取組について

- 平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報・啓発を実施。
- 月間の開始にあたり、毎年閣議において厚生労働大臣から各大臣に対し、**月間への積極的な協力と「オレンジリボン・バッジ」の着用を依頼**（閣議日：10月27日（金））。

1 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち」の開催 【台風の影響により中止】

平成29年10月28日(土)、29日(日) 高知県高知市において、基調講演・分科会等を実施。

主催：厚生労働省 共催：高知県、高知市

2 「児童虐待防止推進月間」標語の募集・決定・公表

(平成29年度最優秀作品) **『いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声』** 安間 梓さん（愛知県）の作品

※ 全国からの応募総数6,477作品の中から最優秀作品を選考し、最優秀作品の作者には、厚生労働大臣賞を授与。

厚生労働省が作成する各種広報媒体に掲載。

あんま あづさ

3 広報・啓発物品の全国配布【別紙参照】

ポスター、リーフレットなど、児童相談所全国共有ダイヤル「189」を記載した広報・啓発物品を作成、配布。

4 一般メディアの活用等による広報啓発

- ・ 新聞突出し広告で「189」等を周知（中央4紙、地方62紙等に順次掲載）（11月27日（月）～12月3日（日））
- ・ 政府広報・Yahoo!バナー広告への掲載（11月13日（月）～19日（日））

5 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ

室内照明により厚生労働省の庁舎（中央合同庁舎5号館）の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようドレスアップを実施（11月6日（月）～10日（金）の5日間）。

※ 全国の自治体においてもライトアップ、横断幕の掲揚等の取組を実施。



厚生労働省庁舎のドレスアップ

6 児童虐待防止対策協議会の開催

児童虐待に関する府省庁等及び関係団体が一堂に会し、連携強化や更なる対策の充実を図るため、児童虐待防止に向けた取組状況に係る情報交換等を行う。

（日時）11月22日（水）13:30～15:30 （会場）厚生労働省18階専用22会議室

※ 月間では、全国の自治体、関係府省庁、関係団体等においても様々な取組を実施（厚生労働省ホームページで掲載）。

平成29年度に全国配布する広報・啓発物品について

- 厚生労働省において、ポスター、リーフレット等の各種広報・啓発物品を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。
- 本年度は児童相談所全国共通ダイヤル「189」をデザインしたふせん（ポストイット）を作成、配布（約11万枚）。



※ このほか、リーフレット（A4サイズ、デザインはまちかどポスターと概ね同一）約190万枚についても配布。



厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課
家庭福祉課虐待防止対策推進室
母子保健課

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」（※）、平成28年・平成29年児童福祉法等改正法及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。

平成30年度概算要求の主な内容は以下のとおり。

※子どもの貧困対策会議（平成27年12月21日）で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）の1つ。

児童虐待防止対策関係予算 1,522億円の内数（1,493億円の内数）

※児童虐待防止対策関連予算として、以下を積み上げた金額（括弧内は平成29年度予算額）

・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	166億円の内数	（ 154億円の内数）
・ 児童入所施設措置費等	1,230億円の内数	（1,227億円の内数）
・ 次世代育成支援対策施設整備交付金	75億円の内数	（ 66億円の内数）
・ 妊娠・出産包括支援事業	37億円	（ 38億円）
・ 産婦健康診査事業	11億円	（ 4億円）
・ 児童虐待防止対策費（本省費）等	1億円	（ 1億円）
・ 児童相談体制整備事業	3億円	（ 4億円）

1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割（平成27年度）であることを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチなどを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・適減する。

（1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業、内閣府予算に計上）を活用して実施。

【妊娠・出産包括支援事業：37億円】

② 産前・産後母子支援事業（モデル事業）の充実【拡充】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、平成29年度予算において創設した産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、地域の実情に応じた多様な主体による支援体制モデルを構築していくため、居住費用や看護師配置のための費用など、主体ごとに異なる必要経費を新たに対象に加える。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

1. 児童虐待の発生予防（続き）

③ 産婦健康診査事業【拡充】

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

【産婦健康診査事業：11億円】

（2）孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金：1,076億円+事項要求の内数】

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

【子ども・子育て支援交付金：1,076億円+事項要求の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上等を行う。

(1) 児童相談所の体制強化等

① 児童相談所の法的機能の強化【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士の配置を促進するとともに、弁護士を配置している児童相談所に対し、家庭裁判所に提出する書類の作成や家庭裁判所との連絡・調整等を行う司法機関連携強化職員（仮称）の配置費用に係る補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図る。また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

③ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上【拡充】

平成28年改正児童福祉法より、新たに義務付けられた研修等を円滑に実施することができるよう、支援の強化を図る。

また、義務研修等を円滑に行うため、都道府県等に研修専任コーディネーターを配置するとともに、都道府県等が、児童福祉司スーパーバイザー研修及び児童相談所長研修を実施又は委託する費用に係る補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

④ 児童相談所の設置促進【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を行うとともに、児童相談所を開設する際の開設準備経費（備品購入等）及び中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助を創設するなど、児童相談所の設置促進を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、都道府県等が実施する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職等を対象とした義務研修の講師や企画担当者の研修について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」

児童相談所への通告・相談が適切に行われるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、引き続き、音声ガイダンスやコールセンターの運用に係る費用を負担する。

【児童相談体制整備事業：3億円】

（2）市町村の体制強化

① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、相談支援体制の強化【拡充】

市町村が、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）を運営する費用及び施設の修繕等に要する費用について補助を行うとともに、支援拠点を整備する際の整備費用の充実や開設に係る開設準備経費（備品購入等）及び小規模型において心理担当職員を配置した際の加算を創設し、設置促進及び相談支援体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：75億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 市町村へのスーパーバイザーの配置

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊産婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,076億円+事項要求の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（3）適切な環境における児童への対応

① 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 一時保護所の整備の推進

一時保護を要する児童の増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：75億円の内数】

③ 一時保護所における第三者評価の推進

一時保護所において、保護・支援を受ける児童の立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対し、第三者評価受審費の補助を行う。

【児童入所施設措置費等：1,230億円の内数】

（4）関係機関における早期発見と適切な初期対応

○ 医療従事者に対する資質の向上

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施するための費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

（1）親子関係再構築の支援

○ 家族再統合に向けた取組の推進

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

（2）家庭養育等の推進

① 里親支援事業の充実【拡充】

里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、「新規里親登録件数」や「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより、包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 特別養子縁組民間あっせん機関助成事業の創設【新規】

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、本法律で許可制が導入されることに伴って求められる人材育成や相談・援助等を実施する上での質の確保を図るため、民間あっせん機関の職員が受講する研修参加費用や、相談・援助等に要する経費を補助する事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援（続き）

③ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業の創設【新規】

民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を創設する。

【特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：21百万円】

④ 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進【拡充】

里親制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用して広報啓発を行う里親制度等広報啓発事業について、特別養子縁組制度についての広報啓発を加えることにより、両制度の社会的認知度を高める。

【里親制度等広報啓発事業：60百万円】

（3）施設の専門性の強化等

① 児童養護施設の小規模化・地域分散化等の推進【拡充】

家庭養育が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で子どもが養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化を推進する。

なお、社会保障の充実については、予算編成過程で検討する。（事項要求）

【量的拡充】

受入児童数増への対応

【質の向上】

- ① 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加 など

【児童入所施設措置費等：1,230億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：75億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援（続き）

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るために補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

③ 児童養護施設等における業務改善事業の創設【新規】

児童養護施設等の職員の就業継続や離職防止等の人材確保のため、平成29年度予算から実施している給与等の処遇面の改善に加え、補助職員の活用により児童指導員等の夜勤等を含む業務負担軽減を図るとともに、タブレット端末の活用による情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

④ 処遇改善円滑化特別対策事業

児童養護施設等における職員の処遇改善の趣旨が広く理解され、円滑な施行を図るため、都道府県等が取り組むリーフレットやポスターの作成・配付や説明会の開催等に要する経費を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑤ 里親委託児童や施設入所児童等に対する支援の充実

里親委託児童や児童養護施設に入所している児童等への支援の充実を図るため、児童入所施設措置費等における必要な措置について、予算編成過程で検討する。

【児童入所施設措置費等：1,230億円の内数】

（4）被虐待児などへの支援の充実

① 社会的養護自立支援事業等の充実【拡充】

里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業等」について、高等学校授業料や大学等への進学に向けた学習費、大学等へ進学又は就職する場合の支度費などを新たに補助対象にするとともに、対象に母子生活支援施設を追加する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】 21

3. 被虐待児などへの支援（続き）

② 就学者自立生活援助事業の充実【拡充】

大学等に就学している自立援助ホーム入居者について、20歳到達後から22歳の年度末までの間、引き続き継続して支援を行う「就学者自立生活援助事業」について、高等学校から大学等への進学を希望する者等に対して、学習塾に通う費用等を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

③ 未成年後見人支援事業【拡充】

未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

また、児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人であっても補助対象となるよう、補助対象の拡大を行うとともに、被後見人の資産要件を1,000万円未満から1,500万円未満へ見直しを行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】